

労働者派遣法に基づく情報開示(2023年度)

改正労働者派遣法(労働者派遣法の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律)第23条第5項の定めに基づき、以下の通り情報を開示する

派遣労働者の数	19人
派遣先事業所の数	9社
マージン率	40.2% マージン率に含まれるもの ・雇用主として負担する『労災保険』『雇用保険』『厚生年金保険』『健康保険』『介護保険』『児童手当拠出金』など ・派遣社員の有給休暇取得時における賃金負担 ・派遣社員の通勤交通費 ・事業運営(営業・管理・採用活動等)にあたる労働者の賃金 ・営業利益
教育訓練に関する事項	新入社員研修、技術技能研修や昇進に伴う各階層別研修や各フォロー研修により安全衛生教育やビジネスマナー・情報セキュリティ・個人情報保護などの各教育や、資格取得による報奨制度、通信教育制度、技術士受験に伴うガイダンスなどを無償で実施しています。
労働者派遣に関する料金の平均額	49,048円(8時間)
派遣労働者の賃金の額の平均額	29,328円(8時間)
派遣労働者の待遇決定方式	労使協定方式(有効期限:2025年3月31日まで)
労使協定方式の対象となる職種	派遣労働者全て
その他労働者派遣事業の業務に関し参考となると認められる事項	各種社会保険(健康保険・雇用保険・厚生年金保険・厚生年金基金)の加入、健康保険組合の各種制度(保養・健康診断)の利用、カフェテリアプラン等による福利厚生サービス、作業服・個人用PC・業務用携帯電話の貸与などを実施しています。